



本部
申4号

「乗務員勤務制度の見直し」並びに「賃金制度の改正」第3回基本交渉 その1

第5項 育児・介護勤務については、職場のニーズに合った短時間行路を設定するとともに、より利用しやすい制度とするために、以下の通り実施すること。

②朝・夕帯の乗務や、6時間を超える勤務は本人が希望した場合のみとすること。

Q(組合)・育児 A の6時間を超える勤務は本人が希望した場合のみとすること。

A(会社)・本人が希望した場合に6時間を超える勤務が可能とするものである。

Q・朝・夕の乗務は、日中帯の短時間行路を基本に出勤しやすい行路を職場に合わせて作成していく考えで良いか。

A・朝・夕の短時間行路の中で日中帯に近い行路を選択できるようにする。 **確認!**

③育児・介護勤務制度導入の趣旨に基づき、公正・公平感のある勤務指定を行うこと。

Q・行路選択制は公平・公正感の得られる勤務指定を行うこと。

A・これまでも勤務指定については公正に行っていて変わるものではない。

第6項 ワークライフバランスの観点から、以下の通り実施すること。

①育児・介護勤務対象者に対する制度について、育児・介護勤務A、育児・介護勤務B、育児休暇、深夜業制限をそれぞれ小学校6年生までとすること。

Q・育児 A については早急に延長するように改善しなければならない課題だ。 **対立だが**

A・いつまでに実施すると言えないが、**ニーズがあり課題だと認識はしている。問題意識**

Q・育児 B も延長のニーズがある。育児・深夜業制限についても改善すべきだ。 **は一致!!**

A・育児 B についての声は聞いている。その他について現時点で変えるつもりはない。

Q・全般的に今後も検討していく課題がある。改善するよう工夫するべきだ。

②育児・介護勤務B適用者に付与される育児・介護休日については、本人の希望日に取得できるようにすること。

Q・取得すべき日に出来ない場合があるのは課題だ。配慮があって良いのではないか。

A・休暇ではなく休日だから希望日にはならないこともある。配慮はしている。

③全系統に育児・介護適用者への業務選択制を導入すること。

A・他系統については現時点で選択できる業務がないため導入できない。

Q・他系統においても育児制度利用者が働きやすい環境を整えていただきたい。

A・了解した。

第7項 育児・介護勤務制度の活用拡大のため、以下の通り実施すること。

①育児・介護勤務を申請した場合の勤務地は、本人希望により居住地の最寄りとすること。

②主要駅に事業所内保育所を設置すること。また、当社の運用形態から24時間保育を基本とすること。

Q・事業所内保育所は全支社に作る予定はあるのか？24時間対応か？

A・1支社に1箇所は作る。月極でニーズがあれば24時間保育や延長保育にも対応できる。乳幼児を連れて通勤電車に乗りにくいことも承知している。

Q・勤務地は様々な事情を考慮して本人希望に配慮していただきたい。

A・事情があるのは分かる。会社として努力してきたが、今後も続けていく。

(その2) に続く